

# 令和5年度 第2期定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき執行した令和5年度第2期定期監査等について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

藤沢市監査委員	中川隆
同	石田晴美
同	西智
同	平川和美

## 第1 監査の概要

### 1 監査の実施期間

2023年（令和5年）9月5日から同年10月30日まで

### 2 監査の種類及び対象

（1）地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

生涯学習部、消防局

（2）同第7項に基づく出資団体監査

藤沢市民会館サービス・センター株式会社

（3）同第7項に基づく指定管理者監査

公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市民会館サービスセンター株式会社

共同事業体、公益財団法人藤沢市みらい創造財団

### 3 監査の範囲

主として、令和5年度（2023年4月1日から2023年7月末日まで）に執行した上記部局各課等が所管する財務に係る事務及び出資団体等における出納その他の事務

#### 4 監査の着眼点

- (1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。
- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。

#### 5 監査の主な実施内容

藤沢市監査基準に準拠して次により実施した。

- (1) 監査対象課等から提出された事前資料等に基づき調査事項を決定し、関係資料の試査・照合及び関係職員に対してヒアリングを行った。
- (2) 事務事業の執行状況等について監査委員によるヒアリングを行った。

### 第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類等を調査した結果、おおむね適正に執行されていたが、事務の一部に改善すべき点及び検討を要する点が見受けられた。改善すべき点については留意し、適正に事務が執行されるように努められたい。また、検討を要する点については、意見として付すので、改善に向けて検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

#### 1 指摘事項

##### (1) 定期監査

##### ア 文化財の保存状況（生涯学習部郷土歴史課）

各施設とも使用しなくなった庁舎を活用して収蔵施設としているが、収蔵施設に対する課題は次のとおりである。

- (ア) 各施設とも通電してはいるものの、施設の多くは水道が使用できないことからトイレが使用できない。
- (イ) 空調設備はほとんどの施設で故障して使用できないため、各施設とも作業期間が制限されることや建物全体の温度や湿度管理が行えない。
- (ウ) 各施設の窓には遮光カーテンが一部の対応となっており十分に整

備されていない。

このような収蔵施設の状況が保管している収蔵品にとってどの程度ダメージがあるのか不明であるが、将来に渡り保存活用することを踏まえると、改善を検討する必要があると思われる。

次に、収蔵品、特に民具の管理等に対する課題は次のとおりである。

(エ) 人員不足により収集した収蔵品の整理が追いついていない。

(オ) 整理した収蔵品についてもデータベース化（データ化）ができていない。

考古資料等一部の収蔵品については業務委託により整理作業を実施しているが、そのほかにも大量に、将来に渡り保存すべきものとなる可能性がある収蔵品があり、今の状況では、特に民具の整理に相当の期間を要す状況にあるので、保存・廃棄について適正な計画を立てて取り組む必要がある。

今後、収蔵施設の整備も予定されているようであるが、本市にとって貴重な文化財の整理、保護、保存及び活用について、専門家を交えた計画等の策定を早急に行う必要がある。

#### イ 図書等の購入管理（生涯学習部総合市民図書館）

(ア) 図書等の購入について、さらなる検討をする必要がある。

前回（令和3年）の定期監査において、図書の購入は、他自治体の例を参考に、図書の低コスト購入実現に向け、契約方法の見直しの検討について意見・要望した。このことを受け、当該課では、庁内関係課との協議など一定の検討を踏まえ、入札の実施は難しいと判断し、随意契約を継続することとしている。しかしながら、コストメリットの検討では参考見積を徴取しないまま結論に至るなど、検討結果には議論の余地がある。

少なくとも参考見積を徴取し、コストやそれ以外の要素も総合的に判断して図書館用図書の購入業者を決定すべきである。

## (2) 指定管理者監査

ア 藤沢市湘南台文化センター指定管理者として行う業務の出納その他事務の執行（公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市民会館サービスセンター株式会社共同事業体）

(ア) 利用料金が積算されていない時間帯がある。

・市民シアターホールの利用料

市民シアターの利用料については、利用する施設ごとに、平日と休日を分け、利用する時間帯区分により料金が定められている。また、ホールの使用については、準備、片付け、練習のための時間については利用料金の3割に相当する額を徴収するものと定められている。

例えば、ホールを13時から22時まで利用する際に、13時から18時を催物の準備、18時開場とした場合、13時から18時には料金区分「午後（13時～17時）」の3割額と17時～18時の1時間分の超過料金を徴収し、18時から22時については、「夜間（18時～22時）」の利用料金を徴収するものと条例は読み取れるものであるが、17時～18時の超過料金分を徴収されていないケースが見受けられた。

## 2 意見・要望

### (1) 定期監査

ア 施設の管理（生涯学習部郷土歴史課）

目的外使用申請については、的確に処理されていた。しかし、目的外使用料減免申請における減免申請書記載の申請理由が「非常時用ライフラインベンダーの機能を有しているため」となっている。減免の決定にあたっては、自動販売機設置の目的に照らし合わせて判断すべきで、藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第5条の各項のいずれにも該当しない。

指定管理者の営利目的での設置であれば、非常時用ライフラインベンダーの機能を有していようとも目的外使用料は徴収すべきである。災害ベンダーとの協定を締結しているのは指定管理者であって、直接市と締結していないため、減免の決定については精査すべきである。

## イ 使用料の収入（生涯学習部文化芸術課）

### （ア）藤沢市民会館の施設貸し出し方法について

市民会館の施設貸し出し方法は、以下のとおりである。

- a 予約希望日の1年前に利用希望者を来館させ、抽選会を実施する。
- b 抽選会後の施設空き状況は、ネット公開ではなく、電話で個別に回答している。

藤沢市民会館と同様の文化施設の貸し出しを行う県内複数自治体は、オンライン予約およびシステムによる自動抽選、空き状況のネット公開を実施している。これに対し、本市の施設利用希望者は、1年前に平日、10時に抽選会に来館しなければならない。また抽選後の空き状況も電話で確認しなければならない。市民の利便性は低く、かつ、空き状況に関する問合せへの電話対応は、効率性が低いといわざるをえない。

市民会館は、現在、建て替えによる再整備に向けた準備を進めており、新施設ではオンライン予約システムを導入する予定である。しかしながら、令和8年3月末の一時閉館まで、2年以上ある。コスト効果の観点から多額のシステム改修を求めるものではないが、簡易かつ安価なオンライン予約システムの導入可能性を早急に検討されたい。また、空き状況のネット公開は、現状データをPDF化する等で比較的容易に実現可能であると考え。市民の利便性を高めるために真摯な対応を望む。

### （イ）アートスペースの利用について

藤沢市アートスペースは、本市の美術振興施設として湘南地域で活動する若手芸術家を支援することを基本コンセプトに、地域で活動する作家・グループの創作活動の発表の場として展示ルーム等の一般貸し出しを行うほか、全国から作品プランを公募し入選者に滞在制作と展示を行う場を提供する事業、市所蔵の美術作品の展示を行っている。

しかしながら、今年度は現在に至るまで展示ルームの一般貸し出しの使用申請はない。さらに、来場者数は1日当たり32人（10時から19時までの開館時間を考慮すると1時間当たり3.5人）（※2023年4月1日から7月31日までの来館者数と参加者数の合計を開館日数で割り返し

た)であり、美術振興施設としての役割を果たしているとは言い難い。

また、本スペースの賃貸借契約(2022年4月1日~2027年3月末)の賃料は年間2,900万円で、受付等の常駐職員費用等を考慮すると年間4,000万円以上のコストを要している。

出展者および来館者が少ない理由の一つには、当該立地が大きく影響している可能性が高い。本スペースは、駅から徒歩5分の民間ビルの6階にあり、一般市民の目に触れにくく、集客が難しい立地にある。そのため、芸術作品を多くの人に紹介したい若手芸術家にとり必ずしも魅力的なスペースとは言えず、立地とニーズに齟齬があると考えられる。

利用施設の決定は、施設の目的、ニーズ、立地、賃料等を総合的に検討し判断する必要がある。本スペースは令和11年度末に藤沢市民会館併設の複合施設に移転する予定だが、移転まで約7年ある。現状を継続し、利用実態が少ない本スペースに高額な賃料(7年間で約2億8千万円)を支払い続けることは、コスト効果が著しく低いといわざるをえない。駅徒歩5分の立地を活かせる他施設への転用可能性の検討等、所管の枠を超え市全体としてコスト効果を高める方策を検討する必要がある。

また、令和11年度末に藤沢市民会館併設の複合施設に移転する際は、現状の課題を真摯に分析し、施設としての目的を効果的に果たせるよう検討されたい。

#### ウ 図書館の利用実態(生涯学習部総合市民図書館)

(ア) 目指す図書館の運営・資料収集方針を実現するため、具体的な施策を掲げるとともに、明確な目標指標・尺度を設定し実務にあたるべきである。図書館においては、システムのオンライン化や電子図書サービスの導入などを進め、貸出者数は増加傾向にある。しかしながら、若年層を中心に読書離れが進む中、資料収集方針では、「市民の要求に基づいて資料を収集する。」とあるが、実際には利用者アンケートや属性分析など適切な意思決定を行う前提となる詳細な分析を行っていない。他自治体では多様な方法でニーズ調査等を実施し、運営方針等に係る明確な目

標設定を行っている例もある。本市においても、適切なニーズ調査の実施や詳細分析等を実施するとともに、目指すべき図書館の姿を明確にし、適切な目標値の設定を通じたPDCAによる改善・運営が図られるよう検討されたい。

エ 委託料の執行（消防局警防課）

（ア）令和5年度消防団員健康診断業務

本業務は消防団員の訓練時における事故等を未然に防ぐことを目的として団員に健康診断を受診させる事業で、長期にわたり同一法人との単独随意契約（協議積算）を行っている。事業開始当初とは状況が変化していることも考えられるので、複数者からの見積を徴取するなど価格の妥当性を検討されたい。

オ 車両及び備品（重要物品）等の管理（消防局南消防署管理課・北消防署管理課）

（ア）重要物品の更新について

重要物品のうち、購入から20年以上経過しているものが多数見受けられた。

各重要物品をその性質に合わせ、法定点検や自主点検、毎月の動作確認、修繕等を適切に実施し、長期間使用していることは評価できる。しかしながら、一般的に20年以上経過した物品を使用し続けることは急な故障等のリスクが想定される。さらに、当該物品を更新した場合は、20年以上前の製品より軽量化・耐久性の向上等の機能性に優れている可能性が高く、点検作業等も含めた消防業務の効率化を図ることが期待できると考えられる。

経年劣化による故障リスクや、新規購入による業務効率化を踏まえ、20年以上経過している重要物品について適切な更新計画の策定を検討されたい。

カ 事務の執行に関する意見要望について（財務部管財課）

- (ア) 目的外使用許可申請や目的外使用料減免決定に至るプロセスを明確にするためにも、行政財産使用許可申請書（第6号様式）、行政財産目的外使用料減免申請書（第9号様式）にどの条文を採用したのか明確にする必要がある。あわせて、目的外使用料減免決定通知書にも同様の措置が必要である。

---

**指摘事項** 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反していると認められるもの。
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの。
- (3) 不適正な財務会計事務が行われているもの。
- (4) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から改善を要するもの。
- (5) 前回注意事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められないもの。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、不当又は適正を欠く事項で、指摘事項が適当であると認められるもの。

**意見・要望** 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの。
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの。